

東北地方におけるアイヌ服飾文化史資料の調査研究ノート 青森県下北地方残存「アイヌ着物」について

Research Note on Ainu Costume in Simokita area of the Tohoku region

福山和子

Kazuko Fukuyama

ABSTRACT

There is a type of clothing, called in the language of the Aomori-Ken, Shimokita region, Ainu kimono or Atsushi kimono. These garments, worn during ordinary daily life, copied from Ainu clothing, the cloth woven and sewn by machine by Wajin, cannot be exactly dated but were produced from approximately the end of the Tokugawa Shogunate to the Meiji Period. Made of linen, their shape closely resembles the Ainu Attoushi. There is navy blue cotton kirifuse pattern in the inner back section. The cuffs and hems are made from the same cloth, and over them, there is embroidery in cotton thread. The pattern embroidered on the back is the Ainu ohoyanke, traditionally said to be a talisman for protection against evil.

Only looking at the composition of the shape, most, but not all of them could be classified as Okumi. The technology for weaving linen had not spread beyond the Wajin, and the basic construction of Okumi and Ainu kimono appears to be different. From this and similar evidence, we can judge that Ainu kimono were produced by the Wajin.

According to one survey, "In the Shimokita region, until about the time of the end of the Second World War, every family had an Attoushi which, until about the end of the Meiji period, was worn from the time of leaving home for work in the fishing grounds until returning. Farmers wore them as raincoats." From this type of study, we can see that farmers and fishermen in the Tsugaru and Shimokita regions wore Ainu clothing in everyday life and surmise that the Wajin and Ainu of that area related to each other within the community life of the region.

Key Words: 下北半島、アイヌ着物、アイヌ

東北地方における標記の調査は1998年度末期より始めたものである。それはアイヌの服飾材料である木綿の布やコソンデが本州からの輸入品であることが多いことから、その素材の流通経路について解明するための調査である。

一部の生活用具用品は和人支配者から褒賞と

して渡されたものが資料として多くあり、煙草、酒、米、衣類等がそれである。

しかし一方では、和人との交易によりさまざまな物品を入手していたことはよく知られているところである。ただ衣服素材についての流通経路はほとんど明らかにされていないため北前

船寄港地および東北地方の関係現地での服飾資料、僅かな文書資料をたよりに調査を実施。今報告のノートはその調査の途中で知見された「アイヌ着物」について記すものである。

「アイヌ着物」とは和人がアイヌのアツシ等の衣類の構成や模様を模倣して製作し着用した着物のことをいう。今から8年程まえに東京国立博物館の佐々木利和氏より「アイヌの衣服を模倣して和人がつくり着用したアイヌ着物といわれるものがあるはずである。探してみては如何

協力を得て、この地域で「アイヌ着物」又は「厚（アツシ）着物」と呼ばれている衣服について調査をすすめた。

川内町については「下北半島」^[2]に詳しく記されている。それによると川内町が位置する下北半島は、津軽海峡を流通路として交易が行われ、その中で文化が融合した地域である。北は蝦夷地を経由して樺太、さらには北東アジア、大陸沿岸部へつながる交流を持ち、南は倭物の出荷を通して長崎貿易の一端を担い日本海交易の拠点となっていたのである。

この地域を中心に中世から17世紀までは津軽海峡をはさんでアイヌと東北各地との交易が行われていた。ところが松前藩の成立により、アイヌ交易は松前藩を通してなされることになり、直接交易はできなくなってくるのである。

このような交易にとって川内村は湊として海上往来に深いかかわりのあったところである。

写真1、2、3が同町で調査した「アイヌ着物」または「アツシ着物」と言われているものである。

これらが製作された年代は定かではないが、青森市にある稽県立郷土館学芸主幹、川内町史編纂担当者や稽古館元館長等からの御指導から次のようなことが明らかになった。

制作者は下北郡宿野辺村民の橋本タケ氏の手によるもので、明治時代中頃1880年頃の製作。聞き取り調査によると同町村では幕末から代々の姑、嫁によって製作技術がうけつがれていた。

素材は麻を用いており、総丈は125cm、総幅は127cm位のものである。構成をみると、袖はもじり袖、衿は小衿をつけ、前衿はつけられているが、和服の棒衿付けの方法はなされず、布ををまくはめ込み仕立てになっている。また、ほとんどのものに「袴（おくみ）」がある。

今回の調査した4点のうち1点には、次の写真2の様に背部に紺色木綿の切り伏せ模様があ



図1 川内町所在地

何か」と御指導頂いた。それから折りにふれ、探ししつづけたが、北海道では見つけだすことが出来ずにいたところ、青森県のアイヌ衣服資料調査をするなかで、1960年（昭和35年）の「民間伝承」^[1]という書に音喜多富寿（おきたとみひさ）氏が青森県下北地方のアツシについて報告していることからこの地での「アイヌ着物」の存在を知り、詳細な調査に結びついたのである。

川内町の「アイヌ着物」

この調査は前述の経緯で始められたもので、青森県下北郡川内町教育委員会町史編纂室の

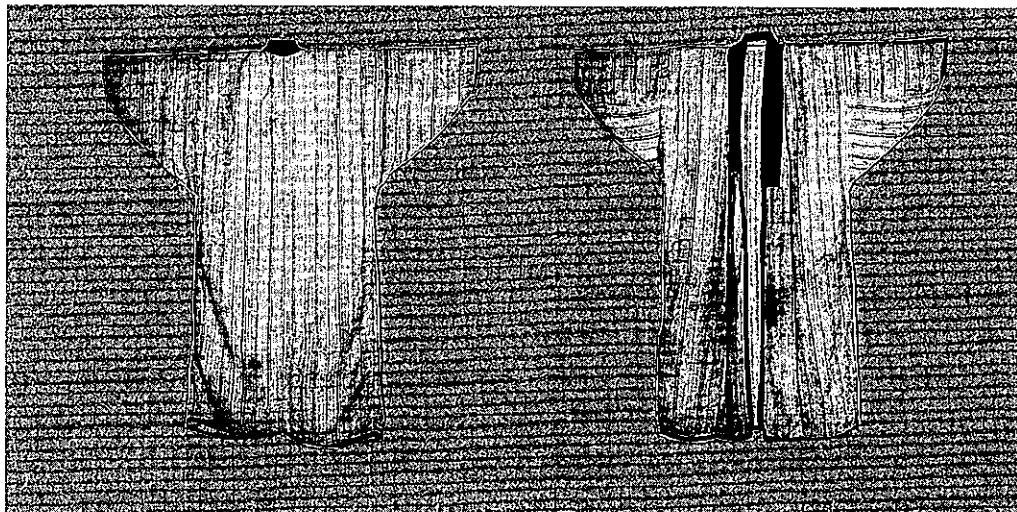


写真1 アイヌ着物 (川内町教育委員会提供)

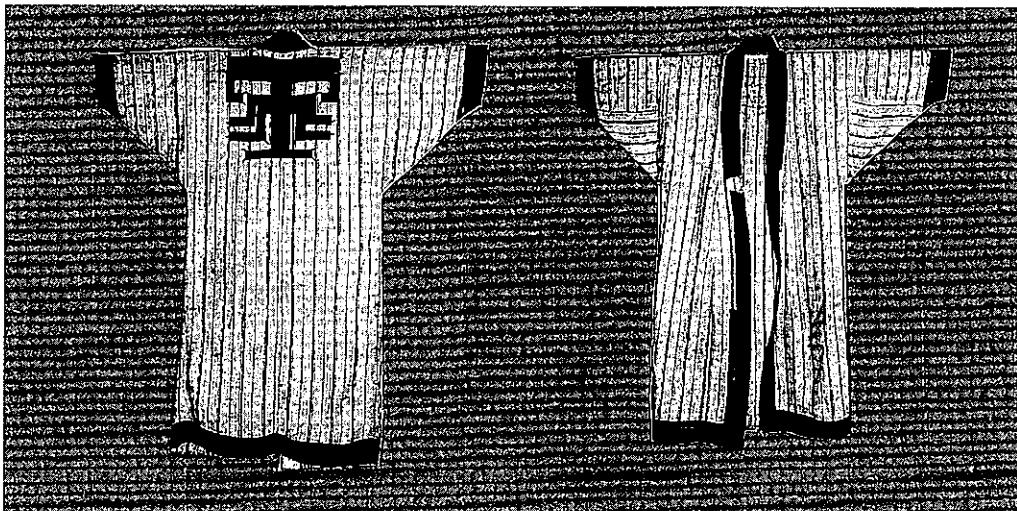


写真2 アイヌ着物 (川内町教育委員会提供)

り、袖口や襟まわりに同様の木綿布がつけられ、その上から木綿糸で刺繡が施されている。背部の刺繡模様にはアイヌの魔除けの言い伝えがある棘模様である「オホヤンケ」が付けられている。

素材の背景

川内町史⁽³⁾によると「～ここでは科ノ木をマダと言つて、マダの樹皮（内皮）から纖維をとり、この糸を布に織つて着物にしたものが残つ

ていた。～アイヌの衣服の厚司と同じ様なものであった。～」とあり科ノ木の樹皮が用いられていたことが分かる。さらに麻についても「～多くは麻から糸をとつて布に織つて、衣服などをつくつて着用した。」とあり菅江真澄も下北地方での麻のことについて書いている。同書に記述されている麻苧（あさお）は山野に自生化した大麻の意である。また畠地に栽培した麻苧（大麻科）とともに、この植物纖維から糸をつくり、いざり機で布を織っていた。また同書に

よると明治の終わりまで麻を栽培し糸をとり機織りがなされていたとあることから、アイヌ着物に麻が用いられていたことは日常のことであったと考えられる。

また麻布を織る技術は和人にしか伝えられておらず、「粧」もアイヌの衣服の基本構成にはみられないものである。

以上の事から村内の和人の農民の女達が麻布を織り、アイヌのアットウシを模倣して縫製し、日々着用していたこと、それを「アイヌ着物」と呼び和人の農民衣服の形態を有しながらもアットウシの形を模倣して和人により製作された衣服であると判断されるところである。

さらに下北地方ではアイヌの「アットウシ」そのものが農民、漁民の間で着られていたと言い、これはオヒョウやシナノキの樹皮から糸をつくり、それを織った布で作った衣服である。

「アイヌ着物」等はどの様に用いられていたか

このアットウシは和人もアイヌも織っていたもので「下北地方の漁村では第二次世界大戦終了間もないころまで各家にはアツシがあり、また明治期頃まではそれを着て漁場の出稼ぎから帰ってきたといい、農民も雨合羽としてきていた」といわれている。

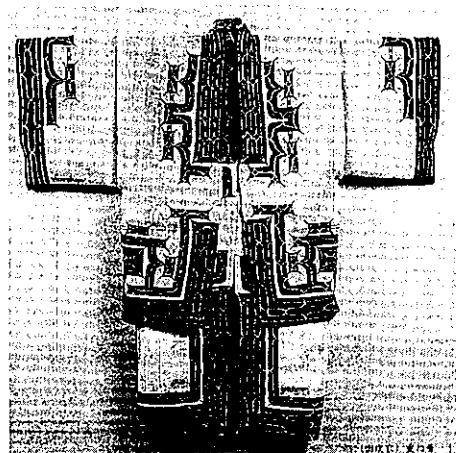


写真3 アットウシ (図録 北の故郷より)

写真3のアットウシ⁽⁴⁾は 和人の漁民が樺太アイヌに注文し仕立てたもので 形は和人の和服と羽織になっており、アイヌはこの様に重ねて着る習慣はなく、和人でなければ着用しないものである。

それではこの様なアイヌ着物等はどの様な着られ方をしていたのであろうか、2、3の資料を見る。

図2は 比良野貞彦による天明～寛政年間(1781～1801)のころの奥州農民の生活図を記した「奥民図彙」⁽⁵⁾からの図である。

これによると「宇鉄(うてつ)三馬屋(みんまや)あたりの漁師 かくのごときものを着するものあり」とあり津軽半島で着られていた様子がうかがえ、また「もようは紺に染めたる布を幅五～六分にたちて縫いふせたるものなり」とありまた松前からのものであることが記され、まさにアットウシそのものである。

図3は「遊浴日記」⁽⁶⁾からの図である。和人の女性が農作業をしている図であるが、この女性が着用している衣服が背や裾の模様から推して「アイヌ着物」と思われる。この図から農民が労働着として着ていたこともわかる。「遊浴日記」は明治初期1870年代に川内村村長をしていた津田永佐久氏によるもので、同氏が川内村の人々の生活を記したのでありこれはその内一枚である。用いられていた状況がよくわかるものである。

以上のことから 津軽や下北地方では和人がアイヌ民族の衣服をそのまま着用、または模倣して製作し、着用することに抵抗がなかった様子がうかがえる。

これらの事からこの地域における和人とアイヌの間には地域生活協同体としての関係が成立していたのではないかと推察され考察を進めた。



図2 奥民図彙

藩の政治方針がアイヌも一般領民もその影響下にはいることになる。

幕府が鎖国政策を押し進めるなかで南下するロシアを外国と位置づけることになりて蝦夷地の国内化を諂らなければならなくなりアイヌ民族を国内住民にする必要があり、そこから同化政策がすすめられることになる。藩内においてはアイヌと一般領民の差別をなくする政策がとられアイヌの和人籍への編入がはかられ、日本風俗に改変する帰属化がすすめられた。

それはアイヌ民族の伝統的な文化が「夷俗」すなわち蛮人の風俗として否定され和人の一般領民の話し方や生活様式に変えられることであった。ではその時の夷風と言われるアイヌの風俗は、男性は髭や髪をのばし「アットウシ」を左衽で着用し、女性は和人女性の通過儀礼の習俗と結びついている「眉剃り、お歯黒」をしていないことである。和人の風俗は男性は月代を剃り、鬚を結い髪を剃ることであり、女性も髪を結い眉を剃りお歯黒をし、男女ともに着物は右衽で着ることであった。

ところがこの地域では和人の農民も漁民もその対象者であったがこの幕府の方針、従わなかつたのが実態であった。



図3 遊浴日記

アイヌ着物等の着用規制

本服飾資料出所の川内町の位置する下北地方は南部藩によって統治されており、江戸幕府や

藩政下の統制令と村人の対応

文化2年頃この地域は盛岡藩が統治していたため、衣食住等に関しては諸代官へ統制令をだして支配を強めていた。この事の詳細は川内町史に記載されているので記述は省く。

前記の様な藩の日本風俗化の方針にたいして下北地方の民衆が従わなかつたため厳しい統制令が吟味懸から発せられた。図4の資料⁽⁷⁾は文化7年 1811年のものだが、それによると、「夫これあり候夫人は、勿論、後家その外夫これなきも、その年齢30才位に相成りそらはば鉄しょう（お歯黒）、眉毛刺しもうすべきこと」、また「蝦夷アツシ、同じく細工 なお煙草いれ

同じく女まえだれなど その他蝦夷細工物
御百姓どもまでこれよりのち あいもちいざること」「町方並びに御百姓とも木綿布に限り着服のこと」とされ、命令に従うようにと記されている。

前出した「遊浴日記」が明治初期 1870年代 川内村の人々の生活の資料であることから女性が農作業をし、着用している衣服が「アイヌ着物」と思われることからこの命令書に従っていなかつかった様子がうかがえる。

考察

このように 和人の農民や漁民がアイヌの衣服を着用していたことは、なにを意味するので

あろうか。

下北地方はもともとアイヌの居住していた地域であったためなのか。勿論 この地域の人々は蝦夷地に出稼ぎに行くのが日常のことであり 蝦夷地でアットウシを入手し、着て帰ってくることがステイタスシンボルであった事が報告されている。それではどうして和人が18世紀末19世紀になっても、また明治時代になってもアットウシなどアイヌの衣服を着つづけていたのであろうか。この命題にそって考察をすすめる。

第一には藩の存在主張の「国風(くにぶり)」文化の表現道具としてアットウシなどのアイヌ風俗が用いられ、時代の為政者の方針によりア

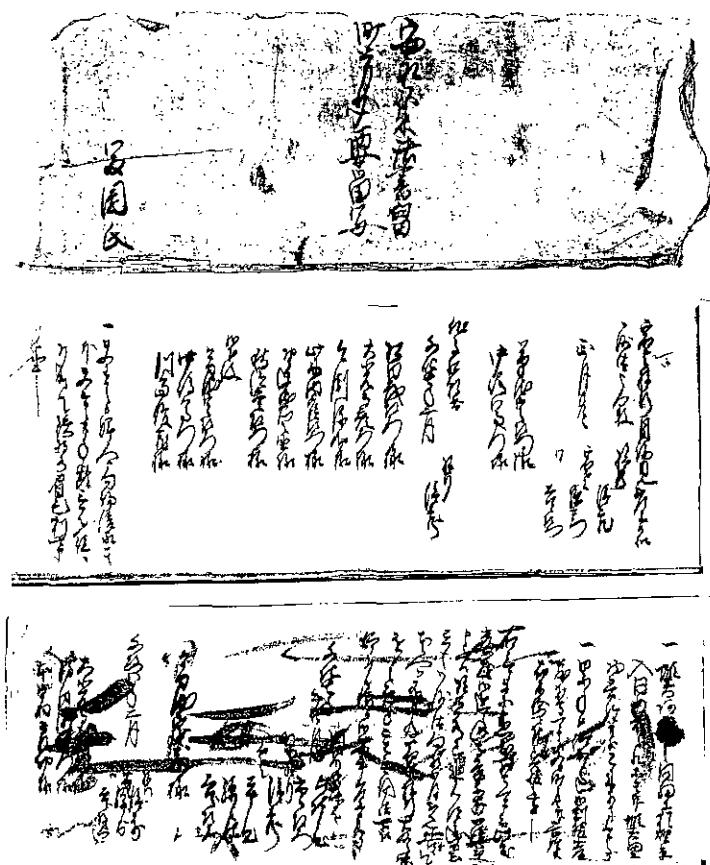


図4 命令書 (川内町教育委員会提供)

イヌ風俗を禁止するという姿勢をとることによって、江戸幕府に求心するという藩の恭順の表現道具としてアイヌ文化の採否が用いられた。このことは為政者のほうにアイヌの差別化の思想が根底にあったためと見ることもできるが庶民の間での国風（くにぶり）文化を肯定する思想の継承があったと見ることができるのでないだろうか。

では アットウシをこの地方に定着させたのはどのような人々であったのか。アットウシが作業着としての性格を持っていることから、菊池勇夫氏によると「はじめは蝦夷地交易の廻船に従事する船乗りたちが着始め、さらに近世の中後期ごろになると蝦夷地の漁場で働く番人・稼ぎ方の者らが増加するにともないアットウシを着用することがおおくなり、それを地元に持ち帰って伝えたと考えられる。」^[8]と述べております、このことは先の「奥羽図彙」にも記されているところである。

すなわち、第二にはこの地域の衣料文化としてオヒョウなどの木からアツシを織る文化があり、それを良い物、すぐれたものとして用い、アイヌと和人の民族的接触の中でアイヌ文化を積極的に受容することによって、奥羽社会の地域的条件や風土に適した生活文化が作り出されていったのではないかと考えられることである。そこにはアットウシを衣服文化に取り入れている奥羽民衆の民族観によるところも大きいと判断される。

一方、北海道には今のところアイヌ着物がみられない。上記の理由を基盤に考察すれば、アイヌの衣服には「チンパオリ」や「コソンテ」など和人から渡った衣服がある。それは南部藩や松前藩からアイヌ統治を円滑に行う目的で褒賞として白米や清酒などとともにアイヌに下賜されたものである。

また、和人の商人との毛皮などの取引によってコソンテや布地が渡った経緯があり、この時

点では和人はアイヌを支配する立場にあり、和人の衣服は支配者の衣服であり外品であることからアイヌにおいては正装用に着られている。

当然 そこには支配する側の衣服と支配される側の衣服が標識として存在し差別化がはかられ和人支配の強かった地域ではアイヌの衣服を着用する和人はほとんどいないのである。北海道に「アイヌ着物」と呼ばれるものが存在しない理由はこの民族間差別関係の強い支配があつたと推察出来るのである。

文化の伝播には様々な背景とそれにともなつての人々の生活の様態があると考えられる。この視点にたてば和人とアイヌの人間関係は被支配者や労働者として地域社会構成者であるという下層農民や漁民としての共同意識や仲間意識が基本にあり、相互にその存在をみとめあう土壤が必要であろうと判断される。

今調査の下北地方の場合、17世紀半ばからの、江戸風に同化せずに夷風とよばれる風俗、藩としての「国風（くにぶり）風儀」を大切にするという およそ100年間の歴史によって民衆の間で醸成してきた思想が意味をもってきたのではないかと考える。

相互に認めた衣服は民族という枠をこえて着用されたと考えられ、遡れば、津軽藩、南部藩の治世以前の東北アイヌと和人の関係が其処にあり、松前藩統治下の北海道とは自ずと異なる歴史が和人とアイヌの服飾文化交流の形態の違いを生み出すことになったと考察されるところである。

おわりに

現地での調査に当たっては青森県立郷土館学芸主幹成田敏氏、研究主査本田伸氏には青森県とアイヌ及び服飾資料についての調査にあたって特段の御指導、御配慮を頂きましたこと、青

森県下北郡川内町教育委員会町史編纂室富岡一郎氏、下北郡宿野部橋本周三氏にはアイヌ着物に関する資料の提供と川内町の歴史について御指導頂きましたことに紙面を以て感謝申し上げます。また元稽古館館長田中忠三郎氏にはご執筆資料を頂きました。また古文書解読には北海道教育大学旭川校教授永田信也氏に御協力頂きました。ここに付記しお礼申し上げます。

本研究ノートは2000年度国際服飾学術会議で「和人とアイヌの服飾文化における接点」として札幌国際大学短期大学部永田志津子教授と共同研究報告した内容のうち「アイヌ着物」に絞ってまとめたノートである。

また、本調査は短期大学特別研究費による調査の一部報告である。今後和人からアイヌにいかなるルートによって衣服の材料が渡ったのか調査を継続する。

註

- (1) 音喜多富寿著「下北地方に遺されたアツシ」 民間伝承248号 昭和35年7月号 p 172
- (2) 青森県立郷土館「下北半島」 1991年9月、青森県立郷土館
- (3) 川内町史編纂委員会「川内町史 民俗編 自然 I 編」 p 6 川内町 平成11年7月
- (4) 「図録 北の紋様」財团法人北海道立歴史博物館 p 5 1992年4月
- (5) 古島敏雄 他 「日本農書全集1」 p 183 社団法人農山漁村文化協会 1992年7月
- (6) 田中忠三郎著 「フィールド・ノートから」 図録北の紋様 p 63 稽古館1992年4月
- (7) 「安永以来諸寄留町方必要留写」富岡氏 「文化七年に川内町吟味懸から菊池定右衛門様」宛の文書になっている。
- (8) 菊地 勇夫 「近世奥羽社会の『蝦夷』問題」 北海道の研究4 近世篇II p 112 清文堂 出版株式会社1982年12月

参考図書

- ・新編「弘前市史」編纂委員会「新編 弘前市史 資料編（近世編2）」 弘前市企画部 2000年
- ・秋田叢書刊行会「菅江真澄集 第五集」 1932年11月
- ・「同書集 第六集」
- ・内田武志、宮本常一「菅江真澄全集 第九卷」 未来社 1973年7月